

集团的消費者被害回復に係る訴訟制度創設に対する意見

平成24年2月23日
全国商工会連合会
日本商工会議所
全国中小企業団体中央会
全国商店街振興組合連合会

現在、消費者庁において、詐欺的な商法、解約に伴う代金返還のトラブル、違法な勧誘などで主に少額の被害を受けた多数の消費者に代わり、消費者団体（内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体）が、事業者に対し損害賠償を求めることができる集合訴訟制度の創設が検討されている。

本制度は、これまで被害の拡大を防ぐ差し止め請求に止まっていた消費者団体の権限を拡大し、消費者団体が多数の被害者を束ね、消費者団体を原告として損害賠償請求を起こすものである。

本制度では、まず一段階目の手続で消費者団体が企業を訴えて責任の有無について判決を受け、勝訴した場合は二段階目の手続として個々の消費者が訴訟に加わり、確定した賠償額を受け取ることになる。このため、これまで訴訟手続きの手間や費用を考えて自ら訴えることをせず、泣き寝入りをしていたような少額の被害者が、ひとつの裁判手続きの中でまとめて救済されることとなる。

しかしながら、本制度の導入は、消費者向けの商品やサービスを提供する事業者に新たな集団訴訟制度への対応強化を求めることになり、また、米国のような訴訟社会を招くことになれば、正当な企業活動が委縮するなど、経済活動への弊害を懸念する声もある。

については、本制度が、多数の消費者の少額の被害を救済することになり、また、正当な企業活動が委縮しない制度となるよう、下記のとおり中小企業関係団体の意見を申し述べる。

記

1. 一段階目の手続に関して

(1) 早期に解決を図る和解手続きの整備を

善良な事業者は、万が一消費者被害が発生した場合、被害の拡大を防ぎ速やかな救済を図るため、相談窓口を設けたり、自主的に商品回収を行うなど、被害者救済に誠意をもって取り組んでいる。

速やかに消費者被害の救済を図るため、特定適格消費者団体が一段階目の訴訟を起す場合は、いきなり提訴するのではなく、事前に個々の被害者と事業者との間に立って救済のための協議を十分行い、和解で早期に解決を図る法制上の手続きを整備すべきである。

(2) 訴訟の対象は多数の消費者への少額な代金返還などに限定を

本制度は、1人当たりの被害額が少額のため、これまで泣き寝入りをしてきた多数の被害者の救済を目的に検討されてきたものであることから、訴訟の対象は「少額」かつ「多数」の被害者が存在する事案に限定すべきである。

また、消費者契約に基づき提供した製品やサービスの代金の返還など、あらかじめ各被害者の賠償金の額を特定できるものに限定すべきである。

①個人の感情によって慰謝料の額に大きな差が出る個人情報流出による被害、②個人差の激しい食中毒による被害、また、③製造物責任（PL）法や金融商品取引法など別の法律において救済制度がある製品事故や有価証券報告書虚偽記載による被害などは、対象とすべきでない。

（参考）民事訴訟法の少額訴訟制度では、訴訟の目的の額が60万円以下とされている。また、大規模訴訟制度では、100名以上が著しく多数とされる。

(3) 事業者が勝訴した場合の規定の整備を

本制度には、原告である特定適格消費者団体が勝訴した場合の手続きの規定はあるが、事業者側が勝訴した場合の仕組みが欠落しており、裁判制度としての公平性を欠いている。このため、事業者が勝訴した場合は、事業者が原告である特定適格消費者団体に対し、訴えられたことに起因する逸失利益などを請求できる規定を、特に中小企業に配慮して設けるべきである。

2. 訴訟を担う消費者団体の監督強化を

原告となって裁判を起し、勝訴した際には賠償金の受け取りと分配まで行う特定適格消費者団体は、その重責に鑑み、現行の差止請求制度における適格消費者団体以上に組織体制や財政基盤を強化し、被害者から信頼される公平で透明性の高い適正な運営が行われるための法制上の措置が必要である。また、担う役割の公共性に鑑み、行政庁による監督を強化する必要がある。

3. 制度運用状況等の不断の検証と見直しを

本制度施行後において運用状況や効果を不断に検証し、わが国経済社会に悪影響を与える事態が生じた場合は、適正な制度となるように見直しを行うべきである。

以上